



あいおいニッセイ同和損害保険が淺沼組<1852>株式の変更報告書を提出（保有減少）



浅沼組<1852>について、あいおいニッセイ同和損害保険が8月4日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券保有割合が1%以上減少」によるもの。

報告書によると、あいおいニッセイ同和損害保険の浅沼組株式保有比率は、4.90%と1.09%減少した。

報告義務発生日は、2016年7月29日。